

平成 23 年 5 月  
内閣府地域主権戦略室

# 第 1 次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

## 1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

### ○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

#### (1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

#### (3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

#### (2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

- ※1 政府は、施行の状況等を勘察し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

### ○ 内閣府の所掌事務 (改革 ※) 推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進) の追加(内閣府設置法)

※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

## 2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等



# 第1次一括法の改正概要（義務付け・枠付けの見直し関係）

平成23年5月  
内閣府地域主権戦略室

## 1. 施設・公物設置管理の基準

＜現行＞  
施設基準は  
政省令で規定

＜見直し後＞  
施設等基準は条例で規定  
・政省令は条例制定の基準へ

### (1) 「従うべき基準」の例

- 福祉施設（児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等）
- 職員の資格及び数（例：保育士等の配置基準等）
- 居室面積等（例：ほふく室3.3㎡以上等）
- サービスの適切な利用等に関する事項（例：虐待等の禁止、秘密保持等） ※附則第46条に検討規定

### (2) 「標準」の例

- ①養護老人ホーム等：利用者数
- ②保育所：居室面積（ただし、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間）

### (3) 「参酌すべき基準」の例

- ①福祉施設：「標準」及び「従うべき基準」以外の基準（例：保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等）
- ②職業能力開発施設：施設外訓練等の実施の基準
- ③へき地手当：へき地手当の月額等
- ④公営住宅：整備基準、入居収入基準
- ⑤道路：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識及び警戒標識の寸法
- ⑥河川：準用河川における河川管理施設等の構造基準

※後附規定（附則第46条）  
今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設等の基準の在り方について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

### (1) 認可の見直し

- 【学校教育法関係】  
○市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ
- 【漁港漁場整備法関係】  
○漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ
- 【港湾法関係】  
○港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ

### (2) 承認の見直し

- 【海岸保全施設等の工事に係る大臣承認】 → 同意協議へ
- 【森林病虫害防除法関係】  
○高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 事後報告へ
- 【都道府県消防実施基準に係る大臣協議】 → 事後報告へ
- 【企業立地促進法関係】  
○基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ
- 【特定事項の運営の事業認定の大臣同意協議】 → 事後通知へ（国有財産である港湾施設等を含む場合を除く）
- 【下水道法関係】  
○流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議
- 【公共下水道事業計画に係る大臣（知事）認可】 → 協議又は届出へ
- 【都市計画法関係】  
○都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ
- 市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ
- 【国土利用計画法関係】  
○土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
- 【自動車NOx法関係】  
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

### (3) 同意協議等の見直し

- 【国際戦略港湾等（は同意協議）】  
○国際戦略港湾等（は同意協議）
- 【文化財保護法関係】  
○固有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ
- 【林業労働力の確保の促進に関する法律関係】  
○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ
- 【農業改良助長法関係】  
○都道府県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【農業振興地域の整備に関する法律関係】  
○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ
- 【中小企業団体の組織に関する法律関係】  
○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【道路法関係】  
○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【自然環境保全法関係】  
○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【辺地法関係】  
○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部の廃止へ

### (4) 協議の見直し

- 【災害対策基本法関係】  
○都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ
- 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係】  
○学校運営協議会設置に係る都道府県教委協議 → 廃止へ
- 【文化財保護法関係】  
○固有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ
- 【林業労働力の確保の促進に関する法律関係】  
○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ
- 【農業改良助長法関係】  
○都道府県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【農業振興地域の整備に関する法律関係】  
○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ
- 【中小企業団体の組織に関する法律関係】  
○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【道路法関係】  
○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【自然環境保全法関係】  
○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ
- 【辺地法関係】  
○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部の廃止へ

### (5) その他

- 【地方公営企業法関係】  
○利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等
- 企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

## 3. 計画等の策定及びその手続

### (1) 策定義務の規定そのものの廃止

- 職階制に適合する給料表に関する計画 【地方公務員法関係】
- 資金貸付事業計画（小規模企業者等設備導入資金助成法関係）
- 地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 【地域産業資源活用促進法関係】

### (2) 策定義務の「できる」規定化等

- 農山漁村電気導入計画 【農山漁村電気導入促進法関係】

### (3) 内容の明示化

- 中小企業支援事業の実施に関する計画 【中小企業支援法関係】
- 消防広域化の推進計画（含：計画の内容を明示化） 【消防組織法関係】
- 辺地総合整備計画（含：計画の内容の一部を明示化） 【辺地法関係】
- 基本計画の内容の一部を明示化 【中心市街地の活性化に関する法律関係】
- 防災計画の内容の一部を明示化 【石油コンビナート等災害防止法関係】
- 都道府県の医療計画の内容の一部を明示化 【医療法関係】